

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第10号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当に係る勤務期間) 第12条 略 2 略 (1) 略 (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）、大学院修学休業職員、自己啓発等休業職員又は配偶者同行休業職員として在職した期間 (3)～(10) 略	(勤勉手当に係る勤務期間) 第12条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。この場合において、除算する期間に1日未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 (1) 略 (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員、大学院修学休業職員、自己啓発等休業職員又は配偶者同行休業職員として在職した期間 (3)～(10) 略
(勤勉手当の成績率) 第14条 略 (1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の99以上100分の160以下</u> (2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の88以上100分の99未満</u> (3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の77</u> (4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の77未満</u> 2 略	(勤勉手当の成績率) 第14条 条例第7条第9項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。 (1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の106以上100分の170以下</u> (2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の94以上100分の106未満</u> (3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の82</u> (4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の82未満</u> 2 略

第15条 略

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の37.5超
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の37.5
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の37.5未満

2 略

第15条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の40超
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の40
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の40未満

2 略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。